

社会福祉法人 湖聖会

契約書

介護予防・日常生活支援総合事業

(介護保険法における第1号通所事業)

令和7年4月1日 制定

デイサービスセンター月のあかり

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業） 契約書

利用者 _____ 様（以下「甲」という）と事業者 社会福祉法人湖聖会（以下「乙」という）は、乙が運営するデイサービスセンター月のあかり（以下「本事業所」という）の介護予防通所介護および第1号通所介護事業の利用に関して次のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

第1条 乙は、介護保険法その他関係法令およびこの契約書に従い、甲が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じ、可能な限り自律した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助および機能訓練などを行うことにより、甲の心身機能の維持および社会的孤立感の解消ならびに甲の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とし、サービスを提供します。

（契約の期間）

第2条 この契約書の契約期間は、令和____年____月____日から甲の要支援認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間の満了日前に甲が要支援状態区分の変更の認定を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間の満了日までとします。

- 2 前項の契約期間満了日の2週間前までに、甲または甲の身元引受人（後見人がいる場合は後見人。以下「身元引受人等」といいます）から更新を希望しない意思表示がない場合は、この契約は自動的に更新されるものとします。
- 3 本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要支援認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日前に甲が要支援認定区分の変更を受け、要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間満了日までとします。

（運営規程の概要）

第3条 本事業所の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

（個別サービス計画の作成および変更）

第4条 乙は、甲の日常生活全般の状況、甲の心身の状況や希望およびそのおかれている環境を踏まえて、介護予防サービス計画または介護予防ケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）の内容に沿って、サービスの目標および目標を達成するための具体的サービス内容などを記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、乙はその内容を甲または甲の身元引受人等に説明して同意を得た上で交付します。

- 2 乙は、個別サービス計画の実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況などを記載した記録を作成します。

(甲の基本的権利)

- 第5条 甲と乙は、甲が乙からサービスの提供を受けるにあたり、本契約書において個々に定めるほか、次のとおり権利を有することを確認し、乙はサービスの提供にあたり、甲の権利を尊重し、甲はこれらの権利を行使することにより乙から不利益な取り扱いをする、差別的な対応を受けることはありません。
- (1) 乙によるサービスの提供において、甲の意思が最大限尊重されること
 - (2) 乙によるサービスの提供において、甲のプライバシーは尊重され、個人情報は遵守されること
 - (3) 甲は自らの費用をもって自己が選ぶ専門家といつでも相談できること

(提供するサービスの内容および変更)

- 第6条 乙が提供するサービスのうち、甲が利用する各種サービスの内容は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 甲は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
 - 3 乙は、甲が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センターなどに連絡するなど必要な援助を行います。
 - 4 乙は、甲に提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、甲または甲の身元引受人等に対して、そのサービスの内容および利用料を説明し、同意を得ることとします。
 - 5 乙は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という)の規定を遵守し、委員会の設置、指針の整備、研修及び担当者の設置等必要な措置を講じ、乙の従業者による虐待が行われないようにします。
 - 6 乙は事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じ、感染対策に努めるものとします。

(利用料の支払)

- 第7条 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、別紙「重要事項説明書」の記載に従い、乙に対し利用料金を支払います。
- 2 乙は、当月分の利用料などを計算し、請求書に合計額と明細を付して、翌月20日までに甲または甲の身元引受人に通知します。
 - 3 甲または甲の身元引受人は、当月の利用料などを翌月27日頃に原則口座引落により支払います。
 - 4 乙は、甲または甲の身元引受人から料金の支払いを受けたときは、甲に対し領収書を発行します。

- 5 乙は甲について適用される利用料減額制度の有無について十分に説明し、利用可能な減額制度がある場合には、甲または甲の身元引受人等に対してその内容および手続きを教示し、必要に応じて減額手続をとることを援助するものとします。
- 6 甲は、乙に対してサービス提供日の前日午後5時までにサービス利用中止の連絡をすれば料金の負担なく中止ができ、利用料の支払いが生じません。但し、サービス提供日の前日午後5時までに連絡なくサービス中止を申し出た場合は、乙は甲に対して利用料の全額または一部（食事代）を請求することができます。なお、甲の体調不良等の理由により、サービス提供の実施が困難と判断した場合、乙はサービス利用を中止することができます。

（利用料の変更）

- 第8条 乙は、介護保険法その他の関係法令の改正、甲の要支援度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分に変更が生じた場合には、別紙「重要事項説明書」の規定にかかわらず、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分を請求することができるものとします。
- 2 介護保険給付対象外のサービス利用料を変更する際は、甲または甲の身元引受人等に対して文書により通知し、変更合意書を交わします。
 - 3 前2項のいずれにおいても、乙は甲または甲の身元引受人等の関係者に対して変更の理由・根拠を十分に説明します。
 - 4 甲または甲の身元引受人等は利用料の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

（甲の解約権）

- 第9条 甲または甲の身元引受人等は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合は、2週間の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は終了します。
- 2 甲は、次の各号にいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
 - (1) 乙が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、甲の請求にもかかわらず、これを提供しようとしない場合
 - (2) 乙が、第13条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) 乙が、甲の身体、財産、名誉などを傷つけ、または著しい不诚信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

（乙の解除権）

- 第10条 乙は、甲が次の各号に該当する場合には、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。ただし、やむを得ない事由が認められるときは、即時に解除することができます。
- (1) 甲または甲の身元引受人が第7条記載の利用料の支払を2カ月以上滞納したとき

- (2) 甲が重大な自傷行為を繰り返す等、自殺をする危険性が極めて高く、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないと予測されるとき
 - (3) 甲または甲の身元引受人等が乙または乙の従業者や他の利用者に対して故意に法令違反やその他著しく常識を逸脱する行為を行ったとき
 - (4) 乙の再三の連絡にも関わらず、第18条に規定する協力義務を果たす意思がないとき
 - (5) 甲または甲の身元引受人等との信頼関係の構築が難しく、本契約を継続することが困難と認められるとき
 - (6) 甲または甲の身元引受人等が、乙または乙の従業者の生命身体財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、乙が通常の方法ではこれを防止できないと予測されるとき
 - (7) 利用申込書に虚偽の事項を記載し、その他不正な方法により利用したとき
- 2 乙は甲が次の各号に該当する場合において事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除することができます。
- (1) 甲が伝染病疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合
 - (2) 甲の行動が、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないと予測されるとき
 - (3) 天災、災害、事業所設備の故障、その他やむを得ない理由により、本事業所を利用することができないとき
- 3 乙は、前2項によりこの契約を解除するときは、甲の心身の状況やその置かれている状況を踏まえて、地域包括支援センターや市町村に連絡し、解約後も甲の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第11条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、本契約は終了します。

- (1) 第2条1項および2項により、契約期間満了日の2週間前までに甲または甲の身元引受人等から更新を希望しない申し入れがあり、かつ契約期間が満了したとき
- (2) 要支援認定の更新において、甲が非該当と認定されたとき
- (3) 要支援認定の更新において、甲が要介護と認定されたとき
- (4) 甲が介護保険施設等に入院または入所したとき
- (5) 甲または甲の身元引受人等が第8条4項または第9条により契約を解約したとき
- (6) 乙が第10条により契約を解除したとき
- (7) 甲が死亡したとき
- (8) 甲または甲の身元引受人等が反社会的勢力に該当したとき

(契約終了後の金品の引渡し等)

- 第 12 条 この契約が終了した場合、乙は甲に対して乙が保管している物品および甲が遺留した金品を甲または甲の身元引受人等に対して引渡します。ただし、甲が死亡しているため甲に対して引渡すことができないときは、甲の身元引受人等に引渡し、甲の身元引受人等のないときは甲の相続人に引渡します。
- 2 前項のただし書きの規定に関わらず、甲の身元引受人等がいる場合であっても、他に引渡しを求める甲の相続人がいる場合、乙は身元引受人等に対して引渡しをしないことができるものとします。
- 3 第 1 項のただし書きの規定により相続人に対して引渡す場合、乙は相続人の一人に対して引渡すことができるものとします。

(秘密保持)

- 第 13 条 乙および乙の従業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲および甲の身元引受人等の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業者が退職後、在職中に知り得た甲および甲の身元引受人等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙および乙の従業者は、甲または甲の身元引受人等に関する個人情報について、介護保険法第 23 条に基づくもののほか、甲の介護予防ケアプラン立案のためのサービス担当者会議ならびに地域包括支援センター等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 4 乙および乙の従業者が介護保険サービスの質の向上のため、学会・研究会などで事例研究発表などをする場合、甲または甲の身元引受人等を特定できないように仮名などを使用することを遵守します。ただし、実名を使用することの承諾があった場合は、この限りではありません。
- 5 本条に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。
- 6 第 1 項の規定に関わらず、乙は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(事故発生時の対応および損害賠償)

- 第 14 条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合、速やかに市町村および甲の身元引受人等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。事故発生時の対応は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 乙は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。
- 3 乙は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、甲または甲の身元引受人等に当該保険の調査等の手続きにご協力いただく場合があります。
- 4 甲は、自己の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合、その損害について賠償する責任を負います。

5 サービスの提供時における予測される危険性は、別紙「利用時リスク説明書」に記載したとおりです。

(苦情対応)

第 15 条 甲または甲の身元引受人等は、乙が提供するサービス等に疑問や苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口に問い合わせをすることや苦情を申し出ることができます。乙は迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 乙は、甲または甲の身元引受人等から問い合わせや苦情の申し立て等がなされたことを理由として、甲に対し何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

(緊急時の対応)

第 16 条 乙は、甲に病状の急変などが生じた場合、甲または甲の身元引受人等に速やかに連絡するとともに、主治医などに連絡するなど必要な措置を講じます。

2 サービスの提供時における施設の健康管理体制は、別紙「利用時リスク説明書」に記載したとおりです。

(介護サービス記録)

第 17 条 乙は、甲に対するサービスの提供に関する日々の記録を整備し、サービス提供の最終日から 5 年間保存します。

2 前項のサービスの提供に関する日々の記録には次の事項を記載するものとします。

- ①食事の状況 ②入浴の状況 ③排せつの状況 ④介護事故に関する事項
- ⑤その他バイタルチェックに関する事項

3 記録の開示請求は、原則として甲または甲の身元引受人等のみがなし得るものとし、その他の親族等については別途乙が定める個人情報開示規程に基づき対応します。

4 前項の規定により、甲または甲の身元引受人等がコピーの提供を求める場合、乙の業務に支障がない時間に行うこととし、乙は実費相当額を請求者に請求することができます。

(協力義務)

第 18 条 甲または甲の身元引受人等は、乙が甲のためにサービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。具体的な内容は次の事項になります。

- (1) 各種必要書類の作成および提出
- (2) 緊急時等の連絡を受ける体制作りおよび必要時の来所
- (3) 甲の希望や医療従事者の判断による外来受診の手配、送迎、同伴、受診先の医師説明の確認報告支払等
- (4) その他協力が必要な事項

(甲の修理義務)

第 19 条 甲が本事業所を利用中に、本事業所の設備備品を破損した場合、その修繕に掛かる費用が高額なときは、乙に協力するものとします。

(身元引受人)

第 20 条 乙は甲に対し身元引受人を求めます。

- 2 身元引受人は第 18 条に規定する協力義務のほか、次の責任を負います。
 - (1) 甲が意思表示や署名等を行えない場合に、同人の代理人となること
 - (2) 甲のサービス計画書等の介護保険関連の書式につき甲の代理人として署名押印すること
 - (3) 甲が医療機関に入院する場合、入院手続きを行うこと
 - (4) 甲が死亡した場合、遺体および遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること
 - (5) 甲が乙から受けたサービスに関する利用料金を、甲等と協力して支払うこと
 - (6) 身元引受人の責は、本契約が自動更新された場合も継続するものとします

(連帯保証人)

第 21 条 乙は甲に対して連帯保証人を求めます。

- 2 連帯保証人は甲および甲の身元引受人と連帯して、甲が乙に対する一切の債務を履行する責を負うものとします。
- 3 前項の連帯保証人の負担は、極度額 60 万円を限度とします。
- 4 乙は連帯保証人に対し、連帯保証人からの請求があったときは、遅滞なく利用料金などの支払状況や滞納金の額、損害賠償の額など、甲の全ての債務の額などに関する情報を提供しなければならないとします。
- 5 連帯保証人の責は、本契約が自動更新された場合も継続するものとします。

(通知を必要とする事項)

第 22 条 甲または甲の身元引受人等または連帯保証人は、次の事項が発生したときは速やかに乙に通知するものとします。

- (1) 氏名、住所、連絡先等が変更したとき
- (2) 甲の身元引受人等または連帯保証人を変更するとき
変更の際は契約書を再度締結することとします

(合意管轄)

第 23 条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、乙の法人所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意します。

(契約に定めのない事項)

第 24 条 この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲または甲の身元引受人等と乙の間で協議のうえ、誠意を持って解決します。

令和 年 月 日

本契約を証するため、甲および乙は署名捺印または記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙が各1通保有します。

説明者 氏名

(印)

令和 年 月 日

(利用者 甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住 所	
氏 名	(印)

(身元引受人)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、身元引受人の責任についても理解し同意しました。

住 所	
氏 名	(印)
電話番号	続柄

(連帯保証人)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、連帯保証人の責任についても理解し同意しました。

住 所		
氏 名	(印)	
電話番号	極度額	600,000 円

(後見人)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、後見人の責任についても理解し同意しました。

住 所	
氏 名	(印)
電話番号	続柄

(事業者 乙)

当施設は、甲の申込を受け、本契約に定める事項を誠実に履行します。

住 所 静岡県富士宮市大鹿窪 143 番地 1

事 業 者 社会福祉法人 湖 聖 会

代 表 者 名 理事長 湖 山 泰 成 (印)

事 業 所 名 ディサービスセンター 月のあかり

(事業所番号) (2272302825)

